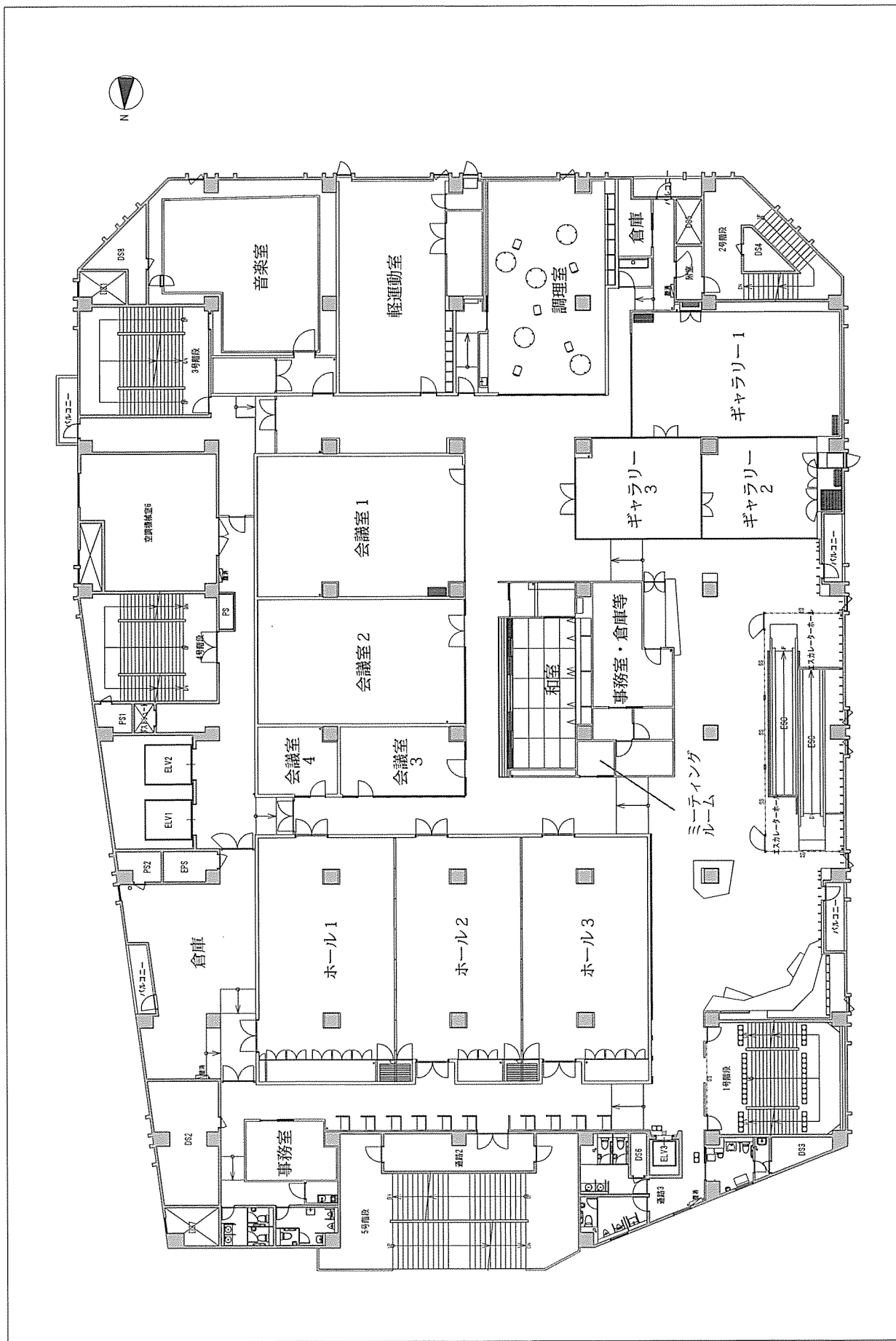


市民交流中核施設平面図 (アドバンスねやがわ1号館5階)



○寝屋川市立市民交流中核施設条例

令和8年3月26日

条例第15条

(目的及び設置)

第1条 市民の生涯学習に係る活動を支援し、及び市民相互の交流を推進するとともに、併せて高齢者の福祉を増進するため、大阪府寝屋川市早子町23番1-501号に、寝屋川市立市民交流中核施設（以下「市民交流中核施設」という。）を設置する。

(事業)

第2条 市民交流中核施設においては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習及び市民相互の交流に係る機会の提供に関すること。
- (2) 生涯学習及び市民相互の交流に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 生涯学習及び市民相互の交流に係る相談に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、生涯学習に係る活動の支援及び市民相互の交流の推進に関する事業
- (5) 寝屋川市立高齢者福祉センター条例（平成17年寝屋川市条例第19号。以下「高齢者福祉センター条例」という。）第3条第1項各号に掲げる事業

(開館時間及び休館日)

第3条 市民交流中核施設の開館時間及び休館日は、規則・教育委員会規則で定める。

(指定管理者による管理)

第4条 市民交流中核施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) この条例（第14条の規定により適用する高齢者福祉センター条例を含む。）の規定により指定管理者が行うこととされた業務その他の第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 市民交流中核施設及びその設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げる業務のほか、教育委員会又は市長が指定する業務  
(施設及び附属設備)

第5条 市民交流中核施設に、次の各号に掲げる施設を設ける。

- (1) ホール
- (2) 会議室
- (3) 和室
- (4) 音楽室
- (5) 軽運動室
- (6) 調理室
- (7) ギャラリー
- (8) 高齢者福祉センター条例第2条に規定する寝屋川市立中央高齢者福祉センター（以下「中央高齢者福祉センター」という。）

2 前項第1号から第7号までに掲げる施設の附属設備として、舞台設備、音響設備、映写設備その他の設備を備える。

(利用許可)

第6条 市民交流中核施設の施設等（前条第1項第1号から第7号までに掲げる施設及び同条第2項に規定する附属設備をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、市民交流中核施設の施設等の適正な利用を確保するため必要があると認めるときは、前項に規定する許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 市民交流中核施設の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 市民交流中核施設の施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市民交流中核施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第7条 市民交流中核施設の施設等について利用許可を受けた者は、指定管理者に、これらの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。

ない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、教育委員会が定める場合に該当するときその他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し又は免除することができる。

5 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、教育委員会が定める場合に該当するときその他特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用許可を受けた者は、当該市民交流中核施設の施設等を利用する権利を譲渡し又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置及び変更の禁止)

第9条 市民交流中核施設の施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、市民交流中核施設の施設等に特別の設備を設け又は変更を加えてはならない。

(入館の拒否等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、市民交流中核施設への入館を拒み、市民交流中核施設の施設等の利用を制限し若しくは利用許可を取り消し、又は市民交流中核施設からの退館を命ずることができる。

(1) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則若しくはこれらに基づく指示又は利用許可に付した条件に違反したと認めるとき。

(2) 他人に迷惑をかけ又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(3) 市民交流中核施設の管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、市民交流中核施設の施設等を利用した場合において、その利用を終了したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。前条の規定により利用許可を取り消され又は退館を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償等)

第12条 市民交流中核施設の施設等を損傷した者は、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。た

だし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 市民交流中核施設の管理に関し必要な事項（中央高齢者福祉センターの管理に関する事項を除く。）は、教育委員会規則で定める。

(高齢者福祉センター条例の適用)

第14条 中央高齢者福祉センターの管理に関しては、この条例に規定する事項のほか、高齢者福祉センター条例中の中央高齢者福祉センターの管理に関する規定を適用する。

(管理を指定管理者に行わせない場合の読替え適用)

第15条 市民交流中核施設の管理を指定管理者に行わせない場合には、この条例の規定(中央高齢者福祉センターの管理に関する事項を除く。)中「指定管理者」とあるのを「教育委員会」と読み替えてこの条例の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則・教育委員会規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定並びに利用許可その他の市民交流中核施設の施設等の利用及び中央高齢者福祉センターの利用に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例及び第14条の規定により適用する高齢者福祉センター条例中の相当する規定の例により行うことができる。

(寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部改正)

3 寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「寝屋川市成田町3番6号」を「寝屋川市早子町23番1-501号」に改める。

第5条ただし書を次のように改める。

ただし、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの開館時間は、寝屋川市立市民交流中核施設条例(令和8年寝屋川市条例第14号)に規定する寝屋川市立市民交流中核施設(次条第1項において「市民交流中核施設」という。)の開館時間とする。

第5条に次の1項を加える。

2 市長は、特別の事情があるときは、前項本文に規定する開館時間を変更することができる。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの休館日は、市民交流中核施設の休館日とする。

第6条に次の1項を加える。

2 市長は、特別の事情があるときは、前項本文に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

第14条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの指定管理者による管理については、寝屋川市立市民交流中核施設条例第4条の規定を適用する。

第14条第3項中「第5条又は第6条」を「第5条第2項又は第6条第2項」に改める。

(寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の一部改正)

4 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

「			寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	を	」
「			寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	に	」
市長及び教育委員会		寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会			

改める。

別表（第7条関係）

1 施設の利用料金

利用施設	利用料金の額			
	利用区分			
	午前 〔午前10時から 午後零時30分まで〕	午後A 〔午後1時から 午後3時まで〕	午後B 〔午後3時30分から 午後5時30分まで〕	夜間 〔午後6時から 午後9時まで〕
ホール1	4,200円	3,800円	3,800円	5,700円
ホール2	3,800円	3,400円	3,400円	5,100円
ホール3	3,800円	3,400円	3,400円	5,100円
会議室1	2,900円	2,600円	2,600円	3,900円
会議室2	2,700円	2,400円	2,400円	3,600円
会議室3	900円	800円	800円	1,200円
会議室4	600円	600円	600円	900円
和室	2,400円	2,200円	2,200円	3,300円
音楽室	2,700円	2,400円	2,400円	3,600円
軽運動室	2,900円	2,600円	2,600円	3,900円
調理室	2,900円	2,600円	2,600円	3,900円
ギャラリー1	2,000円	1,800円	1,800円	2,700円
ギャラリー2	900円	800円	800円	1,200円
ギャラリー3	900円	800円	800円	1,200円

備考

- (1) 「午前」、「午後A」、「午後B」又は「夜間」の利用区分のほか、次に掲げる区分を単位として続けて利用することもできる。この場合における利用料金の額は、当該区分に対応するこの表に規定する金額の合計額とする。

午前及び午後A〔午前10時から午後3時まで〕

午後A及び午後B〔午後1時から午後5時30分まで〕

午後B及び夜間〔午後3時30分から午後9時まで〕

午前、午後A及び午後B〔午前10時から午後5時30分まで〕

午後A、午後B及び夜間〔午後1時から午後9時まで〕

午前、午後A、午後B及び夜間〔午前10時から午後9時まで〕

- (2) 利用者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地）が寝屋川市の区域外にある場合における利用料金の額は、この表に規定する金額に、当該金額の5割相当額を加算した額とする。
- (3) 利用者が入場料（これに類する料金を含む。）を徴収する場合その他営利の目的をもって利用する場合における利用料金の額は、この表に規定する金額（前号の規定に該当するときは、同号の規定により算定される額）の2倍相当額とする。
- (4) 利用区分の時間を超えて利用する場合には、超過1時間（30分以上1時間未満の端数は、これを1時間とする。）につき、この表に規定する金額（前2号の規定に該当するときは、これらの規定により算定される額）の3割相当額を超過利用料金として徴収する。

## 2 附属設備の利用料金

利用附属設備	利用料金の額
舞台設備	一の利用区分につき、2,000円
音響設備	一の利用区分につき、2,000円
映写設備	一の利用区分につき、2,000円
その他の設備	当該設備の種別・内容に応じ、教育委員会が定める金額

### 備考

- (1) 「利用区分」とは、前項の表に定める「午前」、「午後A」、「午後B」又は「夜間」の利用区分をいう。
- (2) 利用区分の時間を超えて利用する場合には、超過1時間（30分以上1時間未満の端数は、これを1時間とする。）につき、この表に規定する金額の3割相当額を超過利用料金として徴収する。

## ○寝屋川市立市民交流中核施設条例施行規則

令和 8 年 5 月 20 日

教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寝屋川市立市民交流中核施設条例（令和 8 年寝屋川市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設（以下「市民交流中核施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用期間)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項前段に規定する市民交流中核施設の施設等（以下「施設等」という。）は、続けて 5 日（ギャラリーにあっては 7 日）を超えて利用することができない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可の申請)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項前段に規定する施設等の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に寝屋川市立市民交流中核施設利用許可申請書を提出して利用許可の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用許可の申請は、公共施設の利用に係る情報システム（以下「公共施設利用システム」という。）によって行うことができる。

3 第 1 項又は前項に規定する申請は、次の各号に掲げる施設等の利用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月（以下「受付開始月」という。）の初日から受け付ける。ただし、教育委員会又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール 1、ホール 2 及びホール 3 を同時に利用する場合又はホール 1、ホール 2、ホール 3 その他施設等を同時に利用する場合 利用しようとする日の属する月の 1 年前の月

(2) ギャラリーを引き続き 7 日間利用する場合 利用しようとする期間の初日の属する月の 1 年前の月

(3) ギャラリーを条例別表の利用区分で利用する場合又は続けて前号の期間以外の期間で利用する場合 利用しようとする日又は利用しようとする期間の初日の属する月の11か月前の月

(4) 前3号に掲げる利用の場合以外で施設等の利用をする場合 利用しようとする日又は利用しようとする期間の初日の属する月の2か月前の月

4 前項の規定にかかわらず、利用許可を受けようとする者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地）が寝屋川市の区域外にあるものが施設等の利用許可の申請をする場合は、前項各号に掲げる施設等の利用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月の16日から受け付けるものとする。

（利用許可を受ける者の決定等）

第4条 指定管理者は、受付開始月の初日から受付開始月の14日の指定管理者が定める時刻までに行われた利用許可の申請（以下「定期申請」という。）が競合する場合においては、特別な事情があるときを除き、受付開始月の15日に、公共施設利用システムによって抽選することにより利用許可を受ける者を決定するものとし、定期申請のうち競合する申請がないものについては、当該日において当該申請に係る者を利用許可を受ける者として決定するものとする。

2 指定管理者は、利用許可を行うことを決定したときは、寝屋川市立市民交流中核施設利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申請を行った者に交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、公共施設利用システムによる申請をした者に利用許可をしたときは、公共施設利用システムによってその旨を、当該申請をした者に通知しなければならない。

4 指定管理者は、利用許可を行わないことを決定したときは、書面による通知を行わない。ただし、当該申請を行った者から当該許可をしない旨及びその理由を明記した書面の交付を求められたときは、速やかにこれを交付するものとする。

5 第1項の規定による利用許可を受ける者が指定管理者の定める日時までに、市民交流中核施設において利用許可書の交付を受けなかったとき又は公共施設利用システムにおいて所定の情報を入力しなかったときは、当該申請を取り下

げたものとみなす。

(利用の変更)

第5条 利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、利用しようとする日又は利用しようとする期間の初日の15日前までに寝屋川市立市民交流中核施設利用変更申請書に利用許可書を添えて提出して利用の変更の申請をし、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公共施設利用システムによる申請をして利用許可を受けた者は、公共施設利用システムによって、利用の変更の申請をすることができる。

3 前条第4項の規定は、変更許可をしない場合について準用する。

(利用許可の取消しの申出)

第6条 利用許可を受けた者は、利用許可の取消しをしようとするときは、寝屋川市立市民交流中核施設利用取消申出書に利用許可書を添えて提出して利用許可の取消しの申出をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公共施設利用システムによる申請をして利用許可を受けた者は、公共施設利用システムによって、利用許可の取消しの申出をすることができる。

(利用料金の還付)

第7条 条例第7条第5項ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する。

(1) 天災地変その他利用許可を受けた者の責めに帰すことができない理由により、当該施設等を利用することができないとき。

(2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る施設等を利用する日の15日前までに前条の規定による申出をして利用許可の取消しを受けたとき。

2 利用料金の還付を受けようとする者は、寝屋川市立市民交流中核施設利用料金還付申請書を指定管理者に提出して還付の申請をしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、利用料金の還付の申請は公共施設利用システムによって行うことができる。

(破損等の届出)

第8条 施設等その他器具備品等を破損し若しくは汚損し又は滅失した者は、直ちに教育委員会及び指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用者の義務)

第9条 利用許可を受けた者は、市民交流中核施設の利用に当たっては、教育委員会及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(文書等の様式)

第10条 この規則に定める文書等の様式は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(雑則)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(指定管理者による業務を行わない場合の措置)

第12条 指定管理者による業務を行わない場合は、この規則の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 利用許可及び利用許可に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

○寝屋川市立高齢者福祉センター条例

平成17年7月5日

条例第19号

寝屋川市立老人福祉センター条例（昭和44年寝屋川市条例第34号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターとして、寝屋川市に高齢者福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
寝屋川市立中央高齢者福祉センター	寝屋川市早子町23番1-501号
寝屋川市立東高齢者福祉センター	寝屋川市明和一丁目1番30号
寝屋川市立太秦高齢者福祉センター	寝屋川市太秦元町14番22号
寝屋川市立西高齢者福祉センター	寝屋川市池田西町28番22号

（事業等）

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者に対する生活、健康、身上等に関する相談
- (2) 高齢者に対する生業及び就労の指導
- (3) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業又はそのために必要な便宜の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

2 前項第3号の事業を実施するため、寝屋川市立西高齢者福祉センターの施設として、温水プールを設置する。

（使用者の資格）

第4条 センターを使用することができる者は、寝屋川市の区域内に居住する満60歳以上の者とする。ただし、市長が適当と認めた者については、この限りでない。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの開館時間は、寝屋川市立市民交流中核施設条例（令和8年第 号）に規定する寝屋川市立市民交流中核施設（次条第1項において「市民交流中核施設」という。）の開館時間とする。

2 市長は特別の事情があるときは、前項本文に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの休館日は市民交流中核施設の休館日とする。

2 市長は特別の事情のあるときは、前項本文に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(施設の使用)

第7条 前2条の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する施設を使用することができる日時については、規則で定める。

(使用料)

第8条 センターの使用に係る料金は、無料とする。

(使用の許可)

第9条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は附属設備（物品を含む。以下同じ。）を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 業として営利を目的とする場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止若しくは退去を命じることができる。

(1) センターを使用する者（以下「使用者」という。）が第4条に規定する使用者の資格を有しないことが判明したとき。

(2) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(3) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

(4) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(5) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(6) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。

(7) 公益上必要があると認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又はその使用の中止若しくは退去を命じた場合において使用者に損害が生じても、寝屋川市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(入館の制限等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターに入館することを禁止し、又はセンターから退館することを命じることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又はセンターの施設若しくは附属設備を損傷するおそれがある者

(2) 前号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる行為をするおそれがある者

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は特に市長の許可を得た場合を除き、目的外に使用してはならない。

(特別の設備の設置及び変更の禁止)

第13条 使用者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 寝屋川市立中央高齢者福祉センター及び寝屋川市立西高齢者福祉センター（以下「指定対象センター」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）により行わせることができる。この場合において、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの指定管理者による管理については、寝屋川市立市民交流中核施設条例第4項の規定を適用する。

2 前項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条から第9条まで（第7条及び第8条を除く。）の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「寝屋川市」とあるのは「寝屋川市及び指定管理者」と、第11条及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、第16条中「市長」とあるのは「指定管理者」としてこれらの規定を適用する。

3 前項の場合において、第5条第2項又は第6条第2項の規定により指定管理者が開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定管理者が管理する指定対象センター（以下「指定センター」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 指定センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定センターの運営に関する業務のうち、市

長権限に属する事務を除く業務

(原状回復義務)

第16条 使用者は、その使用が終わったとき又は第10条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止若しくは退去を命じられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第17条 使用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、指定管理者の指定その他の指定管理者による管理のために必要な行為については、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市立高齢者福祉センター条例の規定は、施行日以後にセンターを使用する場合におけるセンターの使用に係る手続その他の行為について適用し、施行日前にセンターを使用する場合におけるセンターの使用に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第27号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第5条の規定（題名及び第2条第1号の改正規定に限る。）及び第7条の規定（第2条の表中「

寝屋川市立国守高齢者福祉センター

」を「

寝屋川市立東高齢者福祉センター

」に改める部分に限る。）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第26号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

# ○寝屋川市立高齢者福祉センター条例施行規則

平成 17 年 7 月 8 日

規則第 26 号

寝屋川市立高齢者福祉センター条例施行規則（平成17年寝屋川市規則第26号）  
の全部を改正する。

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 中央高齢者福祉センターの使用（第 2 条－第 5 条）

第 3 章 他的高齢者福祉センターの使用（第 6 条－第 11 条）

第 4 章 高齢者福祉センターの遵守事項等（第 12 条－第 15 条）

第 5 章 指定管理者選定委員会（第 16 条－第 25 条）

第 6 章 雑則（第 26 条・第 27 条）

## 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、寝屋川市立高齢者福祉センター条例（平成 17 年寝屋川市条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 30 号）に規定する寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会（以下「指定管理者選定委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 中央高齢者福祉センターの使用

（使用許可の申請）

第 2 条 条例第 9 条第 1 項前段に規定する寝屋川市立中央高齢者福祉センター（以下「中央高齢者福祉センター」という。）の使用の許可（以下この章において「使用許可」という。）を受けようとする者は、市長に寝屋川市立中央高齢者福祉センター使用許可申請書を提出して使用許可の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用許可の申請は、公共施設の利用に係る情報システム（以下「公共施設利用システム」という。）によって行うことができる。

3 第 1 項又は前項に規定する申請は、中央高齢者福祉センターを使用しようとする者が行う。

する日の属する月の3か月前（以下「受付開始月」という。）の月の初日から受け付ける。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可を受ける者の決定等）

第3条 市長は、受付開始月の初日から受付開始月の14日の市長が定める時刻までに行われた使用許可の申請（以下「定期申請」という。）が競合する場合には、特別な事情がある場合を除き、受付開始月の15日に、公共施設利用システムによって抽選することにより使用許可を受ける者を決定するものとし、定期申請のうち競合する申請がないものについては、当該日において当該申請に係る者を使用許可を受ける者として決定するものとする。

2 市長は、使用許可を行うことを決定したときは、寝屋川市立中央高齢者福祉センター使用許可書（以下「使用許可書」という。）を当該申請を行った者に交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、公共施設利用システムによる申請をした者に使用許可をしたときは、公共施設利用システムによってその旨を、当該申請をした者に通知しなければならない。

4 市長は、使用許可を行わないことを決定したときは、書面による通知を行わない。ただし、当該申請を行った者から当該許可をしない旨及びその理由を明記した書面の交付を求められたときは、速やかにこれを交付するものとする。

5 第1項の規定による使用許可を受ける者が市長の定める日時までに、中央高齢者福祉センターにおいて使用許可書の交付を受けなかったとき又は公共施設利用システムにおいて所定の情報を入力しなかったときは、当該申請を取り下げたものとみなす。

（使用の変更）

第4条 使用許可を受けた者は、その使用について変更しようとするときは、使用しようとする日の15日前までに寝屋川市立中央高齢者福祉センター使用変更申請書に使用許可書を添えて提出して使用の変更の申請をし、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公共施設利用システムによる申請をして使用許可を受けた者は、公共施設利用システムによって、使用の変更の申請をすること

ができる。

3 前条第4項の規定は、変更許可をしない場合について準用する。

(使用許可の取消しの申出)

第5条 使用許可を受けた者は、使用許可の取消しをしようとするときは、寝屋川市立中央高齢者福祉センター使用取消申出書に使用許可書を添えて提出して使用許可の取消しの申出をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公共施設利用システムによる申請をして使用許可を受けた者は、公共施設利用システムによって、使用許可の取消しの申出をすることができる。

### 第3章 他的高齢者福祉センターの使用

(使用の手続)

第6条 条例第2条に規定する各高齢者福祉センター（中央高齢者福祉センターを除く。以下この章において「他的高齢者福祉センター」という。）を使用しようとする者（第10条の規定により団体として使用する者を除く。）は、あらかじめ高齢者福祉センター使用承認証交付申請書を市長に提出し、高齢者福祉センター使用承認証（以下「使用承認証」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出に際しては、その者が条例第4条に規定する資格があることを証明する書類を提示しなければならない。

3 使用承認証は、他的高齢者福祉センターの使用の際、受付に提示しなければならない。

(使用承認証の有効期間)

第7条 使用承認証の有効期間は、交付を受けた日からその年度の3月31日までとする。

(使用承認証の譲渡等の禁止)

第8条 使用承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(届出義務等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出て、使用承認証の再交付を受けなければならない。

(1) 使用承認証の記載事項に変更を生じたとき。

(2) 使用承認証を紛失し、破損し又は汚損したとき。

2 使用承認証の交付を受けた者が使用の承認の取消しをしようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出て、使用承認証を返還しなければならない。

(団体使用の手続)

第10条 他の高齢者福祉センターを団体が使用しようとするときは、高齢者福祉センター団体使用承認申請書を、使用しようとする日の5日前までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、相当と認めたときは、高齢者福祉センター団体使用承認証（以下「団体使用承認証」という。）を交付するものとする。

3 第4条の規定は、団体使用承認証の譲渡等の禁止について準用する。

4 前条の規定は、団体使用承認証に係る届出義務等について準用する。

(寝屋川市立西高齢者福祉センターの温水プールの使用日時)

第11条 寝屋川市立西高齢者福祉センターの温水プールを使用することができる日時は、毎日午前9時から午後5時30分まで（第2土曜日及び第4土曜日の午後零時から午後5時30分まで並びに12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

#### 第4章 高齢者福祉センターの遵守事項等

(遵守事項)

第12条 条例第2条に規定する各高齢者福祉センター（以下この章において「高齢者福祉センター」という。）を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 高齢者福祉センターの施設又は附属設備（物品を含む。以下同じ。）を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで使用場所を変更し、又は備品を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気の使用及び喫煙をしないこと。
- (4) 他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (5) 所長その他係員の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第13条 使用者は、高齢者福祉センターの使用に際して、高齢者福祉センターの

施設及び附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、高齢者福祉センターの使用に当たっては、市長の指示に従わなければならない。

(指定管理者による管理)

第15条 寝屋川市立市民交流中核施設条例(令和8年寝屋川市条例第15号)第4条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に寝屋川市立市民交流中核施設の管理を行わせる場合又は条例第14条の規定により寝屋川市立西高齢者福祉センターの管理を行わせる場合は、第2条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第3条、第4条第1項、第6条第1項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、第14条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第26条及び第27条中「この規則に定める事務を担当する部長が」とあるのは「指定管理者が市長と協議して」としてこれらの規定を適用する。

## 第5章 指定管理者選定委員会

(指定管理者選定委員会の担当事務)

第16条 指定管理者選定委員会は寝屋川市立西高齢者福祉センターの指定管理者の候補者の選定についての調査審議に関する事務を担当するものとし、中央高齢者福祉センターの指定管理者の候補者の選定についての調査審議に関する事務については寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会に関する規則(令和8年寝屋川市規則第3号)の定めるところによる。

(組織)

第17条 指定管理者選定委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 高齢者の保健福祉に関する識見を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第18条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から寝屋川市立西高齢者福祉センターの指定管理者が指定された日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第19条 指定管理者選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、指定管理者選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 指定管理者選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 指定管理者選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 指定管理者選定委員会の会議は、非公開とする。

4 指定管理者選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 指定管理者選定委員会における調査審議の公平性及び透明性を確保するため、会議録を整備するものとする。

(資料等の提出等の要求)

第21条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席及び資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第22条 指定管理者選定委員会は、調査審議した結果を、速やかに市長に報告するものとする。

(結果の公表)

第23条 指定管理者選定委員会において調査審議した経過及び結果は、公表する。

ただし、委員長は、公表することが適当でないと認める事項については、これ

を公表しないことができる。

(庶務)

第24条 指定管理者選定委員会の庶務は、福祉部高齢介護室において処理する。

(指定管理者選定委員会への委任)

第25条 第17条から前条までに定めるもののほか、指定管理者選定委員会について必要な事項は、委員長が指定管理者選定委員会に諮って定める。

## 第6章 雑則

(文書等の様式)

第26条 この規則に定める文書等の様式は、この規則に定める事務を担当する部長が定める。

(委任)

第27条 この規則の施行について必要な事項は、この規則に定める事務を担当する部長が定める。

## 附 則

この規則は、寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行の日から施行する。

○寝屋川市立市民交流中核施設の開館時間及び休館日を定める規則

令和8年5月21日  
/規則/教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市立市民交流中核施設条例（令和8年寝屋川市条例第15号）第3条の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設（以下「市民交流中核施設」という。）の開館時間及び休館日を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 市民交流中核施設の開館時間は、午前10時から午後9時とする。ただし、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの開館時間は、午前10時から午後5時30分までとする。

(休館日)

第3条 市民交流中核施設の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会又は市長は、特別の事情があるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月の第3月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

附 則

この規則は、寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行の日から施行する。

○寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成29年9月29日

条例第29号

(趣旨)

第1条 寝屋川市が設置する公の施設に係る指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則で定めるところにより、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体（法人その他の団体をいう。以下同じ。）を公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、当該指定に係る申請書に当該公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。

- (1) 市長又は寝屋川市議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人（次号において「役員等」という。）となっている団体
- (2) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団又はその役員等のうちに同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第5号に規定する暴力団密接関係者がある団体
- (3) 寝屋川市及び他の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体

- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める団体  
(指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査を行い、指定管理者として最も適当であると認める団体を、その候補者として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されるものであること。  
(2) 当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。  
(3) 当該公の施設の管理の業務を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。  
(4) 前3号に掲げるもののほか、当該公の施設の管理に関し市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による選定をするに当たっては、あらかじめ、別に条例で定める指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第6条 市長は、当該公の施設に関し、その設置の目的、管理における経緯等を踏まえ、別に条例で定める団体に公の施設の管理を行わせることにより、当該公の施設の設置の目的に適合する活動の促進その他一定の行政目的の実現が図られ、当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができる場合においては、第2条、第3条及び前条の規定にかかわらず、第2条の規定による公募をしないで、当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、規則で定める相当の事由があると認める場合においては、第2条、第3条及び前条の規定にかかわらず、第2条の規定による公募をしないで、指定管理者の候補者を選定することができる。

3 市長は、前2項の規定による選定をしようとするときは、当該団体に対し第3条に規定する書類の提出を求め、前条第1項各号に掲げる基準に照らして審査を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、第5条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定により選定した団体について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があった場合には、速やかに、当該団体を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 管理の業務の内容に関する事項
- (3) 使用料又は利用料金に関する事項
- (4) 寝屋川市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (5) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (6) 管理の業務に関する事業の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該公の施設の管理に関し市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内（年度の途中においてその指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日から起算して7日以内）に、当該公の施設の管理の業務に関する事業報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該公の施設の管理の業務に係る収支決算書を添付しなければならない。

(業務報告の求め等)

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し、定期に又は随時

に、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の規定による報告の求めに応じないとき又は同条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときについて準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じたときであっても、市長は、その賠償の責任を負わない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定管理者の指定を取り消され若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、当該公の施設の施設及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により当該公の施設の施設又は設備を滅失し損傷し又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者の役員若しくは職員その他の当該管理の業務に従事する者又はこれらの者であった者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第15条 教育委員会が所管する公の施設に係るこの条例の規定の適用については、

この条例の規定（第4条第1号を除く。）中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、第4条第1号中「市長」とあるのは「教育委員会の教育長若しくは委員」とする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている附則第7項の規定による改正前の寝屋川市立高齢者福祉センター条例（平成17年寝屋川市条例第19号）の規定による指定管理者の指定の手續及び附則第10項の規定による改正前の寝屋川市立市民体育館条例（平成19年寝屋川市条例第18号）の規定による指定管理者の指定の手續は、この条例の相当規定に基づく指定管理者の指定の手續とみなす。

（寝屋川市都市公園条例の一部改正）

3 寝屋川市都市公園条例（昭和54年寝屋川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（寝屋川市立エスポアール条例の一部改正）

4 寝屋川市立エスポアール条例（平成5年寝屋川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（寝屋川市野外活動センター条例の一部改正）

5 寝屋川市野外活動センター条例（平成16年寝屋川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（寝屋川市立市民会館条例の一部改正）

6 寝屋川市立市民会館条例（平成17年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部改正)

- 7 寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市立コミュニティセンター条例の一部改正)

- 8 寝屋川市立コミュニティセンター条例（平成17年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市公園墓地条例の一部改正)

- 9 寝屋川市公園墓地条例（平成17年寝屋川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市立市民体育館条例の一部改正)

- 10 寝屋川市立市民体育館条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部改正)

- 11 寝屋川市有料自転車駐車場条例（平成19年寝屋川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市立市民活動センター条例の一部改正)

- 12 寝屋川市立市民活動センター条例（平成19年寝屋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市立公民館条例の一部改正)

- 13 寝屋川市立公民館条例（平成21年寝屋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市立地域交流センター条例の一部改正)

- 14 寝屋川市立地域交流センター条例（平成22年寝屋川市条例第15号）の一部を

次のように改正する。

〔次のよう〕略

（寝屋川市立療育・自立センター条例の一部改正）

- 15 寝屋川市立療育・自立センター条例（平成25年寝屋川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（寝屋川市立学び館条例の一部改正）

- 16 寝屋川市立学び館条例（平成27年寝屋川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（寝屋川市立有料自動車駐車場条例の一部改正）

- 17 寝屋川市立有料自動車駐車場条例（平成27年寝屋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成29年 9 月29日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法等)

第2条 条例第2条の規定による指定管理者の公募は、広報紙への掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の公募においては、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 当該公の施設の概要に関する事項
- (2) 指定管理者が行う管理の基準並びに業務の範囲及び内容に関する事項
- (3) 指定をしようとする期間に関する事項
- (4) 指定を申請する団体（法人その他の団体をいう。以下同じ。）に必要な資格に関する事項
- (5) 指定管理者の候補者の選定の基準に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の公募の実施に関し必要な事項（申請書の添付書類）

第3条 条例第3条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 団体の組織及び財務の状況に関する事項を記載した書類
- (4) 当該公の施設の管理の業務に関する事業計画書及び収支予算書
- (5) 当該公の施設の管理の業務の遂行に係る人的構成及び財産的基礎に関する事項を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第5条第1項に規定する審査に関し必要な書類  
(指定管理者となることができない団体)

第4条 条例第4条第4号の規則で定める団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により寝屋川市における一般競争入札に参加させることができないこととされているもの及び同条第2項の規定により寝屋川市における一般競争入札に参加できないこととされているもの
- (2) 寝屋川市における指名競争入札に係る指名停止の措置を受けているもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）等に基づく再生手続又は更生手続を開始しているもの
- (4) 市民税、府民税等に係る徴収金を滞納しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者としてふさわしくない事実があると市長が認めるもの

（選定の結果の通知）

第5条 市長は、条例第5条第1項の規定による選定をしたときは、速やかに、その結果を条例第3条の規定による申請をした団体に通知するものとする。

（選定の特例に係る相当の事由）

第6条 条例第6条第2項の規則で定める相当の事由は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 指定管理者を公募しても、応募がないこと。
- (2) 指定管理者の指定を取り消した場合において、緊急に指定しなければ、当該公の施設の管理に支障を及ぼすと認められること。

（指定の通知）

第7条 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、速やかに、その旨をその指定した団体に通知するものとする。

（書類の様式）

第8条 条例及びこの規則の施行に関し必要な書類の様式は、総務部長が定める。

（委任）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

○寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行  
に関する教育委員会規則

平成29年 9 月29日

教委規則第10号

教育委員会が所管する公の施設に係る寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第29号）の施行その他の指定管理者の指定の手續等については、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成29年寝屋川市規則第35号）の規定その他の市長が行う公の施設に係る指定管理者の指定の手續等の例による。

附 則

この規則は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行の日から施行する。

# 指定管理者制度の導入及び運用指針

平成16年8月策定

〔改定：平成18年7月、平成29年7月、令和3年11月〕

## 1 導入に当たっての基本的な考え方

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減等を図ることを目的とした制度である。各施設の設置目的、業務内容及び導入の判断基準等を勘案し、効果的、効率的な施設管理の観点から導入を判断する。

## 2 導入の判断基準

指定管理者制度の導入に当たっては、次の視点に基づき、総合的に検討する。

- (1) 管理・運営についての法的規制  
道路法、河川法、学校教育法など個別法における施設の管理主体の限定の有無
- (2) 職員配置等の制約  
法令における施設の管理業務又は職員配置に関する制約の有無
- (3) サービスの拡大・充実  
民間のノウハウ・経営手法による利用ニーズにあった開館日・開館時間の拡大又はサービス内容充実の可能性
- (4) 経費の縮減  
民間のノウハウ・経営手法による管理運営経費縮減の可能性
- (5) 事業者の存在  
同種・同様のサービスを提供する事業者の存在の有無
- (6) サービスの特殊性・専門性  
施設の性質、サービスの特殊性、専門性等を勘案した上での民間事業者等による運営の可能性
- (7) 利用料金制度  
利用料金の有無と利用料金制度の適否

### 3 導入の手順

#### (1) 公募の原則

指定管理者候補者の選定に当たっては、(2)に掲げる場合を除き、指定を受けようとする団体（法人その他の団体）を公募するものとする。

#### (2) 非公募の特例

次に掲げる場合には、公募をしないで、指定管理者（指定管理者候補者）を選定できることとする。

- ① 当該施設に関し、その設置の目的、管理における経緯等を踏まえ、特定の団体（別に条例で定める団体）に施設の管理を行わせることにより、当該施設の設置の目的に適合する活動の促進 その他 一定の行政目的の実現が図られ、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できる場合

非公募の判断にあたっては、以下に掲げる場合を踏まえ、十分に検討し、その理由を明確にする。

- (7) 当該指定管理業務にとどまらず市の政策等の推進に資する活動を行う特定の団体を選定する必要がある場合

- (4) 地域の活力を活用した当該指定管理業務を行う必要がある場合

#### ② 次に掲げる場合（相当の事由がある場合）

- (7) 公募しても、応募がない場合

- (4) 指定管理者の指定を取り消した場合において、緊急に指定しなければ、当該施設の管理に支障を及ぼすと認められるとき。

#### (3) 指定管理者制度の条例化

施設ごとに、管理の基準及び業務の範囲等について、設置・管理条例において定める。

#### (4) 指定管理者の選定

公募により選定する場合は、以下のとおり進める。

- ① 募集期間は1箇月程度とし、市広報誌、ホームページなどの幅広い広報手段を活用する。

#### ② 募集要項の記載事項

施設の名称、施設の概要、管理の基準、業務の範囲、指定期間、法令等の規定、利用料金制度の有無、応募資格、応募方法、選定方法

なお、申請書類は情報公開の対象となり、不開示情報を除き公開することになるので、あらかじめ募集要項にその旨明記すること。

また、施設の設置目的、業務内容に鑑み、指定管理者としてふさわしい団体の参入を図れるように、応募団体に資格要件を設定すること。

### ③ 指定期間

指定期間は5年を原則とし、施設の状況等に応じて最適な期間を設定する。

### (5) 選定委員会の設置

- ① 公募により選定する場合は、選定委員会を設置し、指定管理者候補者を決定する。
- ② 選定委員会には外部委員を入れ、透明性を確保する。
- ③ 選定後は、選定結果を応募者に通知するとともに、選定の経過を公表する。

### (6) 指定管理者の指定

- ① 選定した指定管理者候補者について、議会の議決を経て指定管理者に指定する。(施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間)
- ② 議決後は、速やかに指定管理者に通知するとともに、告示を行う。

公募により選定する場合は、選定委員会を設置し、指定管理者候補者を決定

### (7) 協定の締結

- ① 指定後に協定を締結する。
- ② 協定の主な内容

指定期間、事業計画、事業報告、利用料金、指定管理者委託料、指定の取消しと管理の停止、個人情報の保護措置、情報公開制度への協力

- ③ 指定管理者委託料が必要な場合は、債務負担行為を設定する。

## 4 指定管理者に対する監督

### (1) 業務の点検

施設の適正な管理を確保するため、管理業務の実態を把握するとともに、必要に応じて指定管理者に対し業務内容について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行う。

### (2) 業務報告

指定管理者は毎年度終了後、施設の管理業務に関し報告書を提出する。

(管理業務の実施状況、施設の利用状況、料金収入の実績、管理運営経費等の収支状況)

### (3) 業務の検証

事業計画書、協定書及び事業報告書等に基づき、施設の現状及び業務内容を検証し、改善の必要があれば適切な措置をとる。

## 指針に関する留意事項

### Ⅰ 応募団体の資格要件

応募団体の資格要件は、次の表を参考に、施設の設置目的、業務内容に鑑み、指定管理者としてふさわしい団体の参入を図れるように設定するものとする。

#### 【資格要件例】

- |  |
|--|
| <p>① 事業を行う上で必要な法的資格を有している団体<br/>【「法的資格」については、各施設の指定に必要な法的要件を具体的に記載すること。】</p> <p>② ○○事業の業務経験年数が○年以上あること。<br/>【業務の特性等で必要な場合に限定して規定すること。】</p> <p>(以下は各施設共通)</p> <p>③ 次に掲げる団体は、応募することができません。</p> <p>ア 市長又は市議会議員が役員等となっている団体</p> <p>イ 寝屋川市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又はその役員等のうちに同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第5号に規定する暴力団密接関係者がある団体</p> <p>ウ 本市及び他の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体</p> <p>エ 本市における一般競争入札に参加させることができないこととされている団体</p> <p>オ 本市における指名競争入札に係る指名停止の措置を受けている団体</p> <p>カ 民事再生法、会社更生法等に基づく再生手続又は更生手続を開始している団体</p> <p>キ 市民税、府民税等に係る徴収金を滞納している団体</p> |
|--|

## II 指定管理者候補者の選定

「市内団体の活動の促進」と「市民の雇用の確保の促進」という観点から、「団体の活動拠点（事務所（株式会社にあつては、本店又は支店）の所在地）が市内に在ること」を、候補者選定の書類審査の審査項目に加えるものとする。

配点

【総得点が 100 点の場合】

活動拠点（事務所の所在地）が市内に在ること	+ 5 点 （総得点の 5 パーセント相当の加 点）
-----------------------	----------------------------------

## III 選定の経過

- (1) 選定委員会を設置した場合は、速やかに選定委員名を公表する。
- (2) 応募した団体名については、公表する。
- (3) 選定結果については、原則として指定管理者候補者となった団体名、選定基準及び各応募団体の点数を公表する。

## IV 管理運営実績の検証

施設の管理の適正を期するため、『指定管理者制度導入施設に対する実績検証について』（別紙 1）に基づく実績検証を行うものとする。

### ※ 管理運営実績の反映

「現在の指定管理者の管理運営の実績」を、候補者選定（次期の指定管理者候補者の選定）に反映させる。

#### (1) 方法

「当該施設に係る管理運営の実績」を、候補者選定の書類審査の審査項目に加える。

〔 流 れ 〕

- ① 当該施設の所管部局において、指定期間中における、次のことなどを基に、  
『指定管理者の管理運営実績に関する評価について』（別紙 2）により、現在の指定管理者の管理運営の実績を評価する。
- 各年度の『指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果』
  - 各年度の事業報告書及び収支決算書
  - 監査委員による指定管理者監査の結果
  - 実地についての調査
- ② 候補者選定の書類審査に当たり、①の評価の結果について、指定管理者候補者選定委員会において説明を行い、その承認を得た上で、①の総合評価の結果に基づき配点を行う。

(2) 配 点

【 総得点が 100 点の場合 】

総合評価の結果	配 点
S（実績・成果が優れていた）	+10 点 （総得点の 10 パーセント相当の加 点）
A（実績・成果が良好であつた）	+5 点 （総得点の 5 パーセント相当の加 点）
B（一定の実績・成果が認められた）	± 0 点
C（実績・成果の一部に良好でない点が認められた）	-5 点 （総得点の 5 パーセント相当の減 点）
D（実績・成果が良好でなかつた）	-10 点 （総得点の 10 パーセント相当の減 点）

## V 指定管理者の指定の取消しに関すること

指定期間中における、各年度の『指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果』において、「適正比率」が95パーセント未満であった年度が、2箇年度になることが確定した場合は、「当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき」に該当することとし、速やかに、当該指定管理者の指定を取り消すものとする。

## VI 利用料金制度に関すること

施設の効率的な利用を図るため、各指定管理者が、利用料金制度の運用のなかで、次の例のような料金の設定を行うことについて、承認するものとする。

(そのような利用料金の設定が可能であることを周知する。)

### 〔利用料金の設定 例〕

#### ① 直前割引

〔直前（例：利用予定日の1週間前から前日まで）に、空き施設の利用を申し込む場合について、通常の料金より安い料金とする。〕

#### ② リピーター利用割引

〔一定の期間内（例：6箇月以内）に利用した者が、利用する場合について、通常の料金より安い料金とする。〕

#### ③ 連続利用割引

〔同一の施設を、一定の日数（例：5日間）、連続で利用する場合について、通常の料金より安い料金とする。〕

#### ④ 回数券の発行

〔通常の料金から割引をした回数券（例：10回分の料金で、11回利用できる回数券）を発行する。〕

## 指定管理者制度導入施設に対する実績検証について

### 1 趣旨

寝屋川市の公の施設で、指定管理者が行う管理運営業務について、条例で作成・提出が定められている事業報告書及び実地調査等に基づく実績の検証（以下「実績検証」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 検証者

実績検証は、寝屋川市事務分掌規則（以下「規則」という。）第6条第1項及び寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（以下「教育委員会規則」という。）第5条の規定により、当該施設を所掌する室又は課（以下「検証者」という。）が行うものとする。

### 3 検証の時期

検証者は、事業報告書の提出があった日から 30 日以内に、当該公の施設への実地調査を行った上で、別に定める指定管理者制度導入施設に対する実績検証票（以下「実績検証票」という。）に基づき、実績検証を行うものとする。

### 4 検証結果の報告

実績検証票に基づく検証結果について、実績検証票その他検証結果の参考となる書類を添えて、規則第6条第1項に基づく施設にあつては市長に、教育委員会規則第5条に基づく施設にあつては教育委員会に報告するものとする。

### 5 検証の方法

管理運営業務の実施状況について、次に掲げる項目に基づき検証を行うものとする。

- (1) 施設の設置目的に沿った管理運営が行われているかどうか
- (2) 利用者ニーズに応じた適正なサービスが行われているかどうか
- (3) 収支状況が適正であるかどうか
- (4) 事業計画書や協定書の内容に基づいたものであるかどうか

- (5) 効果的・効率的な管理運営が行われているかどうか
- (6) 前各号に掲げるもののほか、検証者が必要と認めた事項

## 6 検証項目

実績検証票に基づく検証項目は、次のとおりとする。

ただし、検証者は、施設ごとに作成される事業計画書や協定書等に基づき、必要かつ適切な項目を加えることができる。

- (1) 全般的事項
- (2) 維持管理について
- (3) 事業運営について
- (4) 職員体制等について
- (5) 利用等について
- (6) 報告業務等について
- (7) 収支状況について
- (8) その他

## 7 検証の基準

「6 検証項目」の基準を次のとおりとする。

- (1) 適正である
- (2) 改善を要する

## 8 検証の総括

検証者は、実績検証の結果、実績検証票により、「改善を要する」とされた項目等については、その内容を記載するものとする。

また、改善の有無に関わらず、実績検証の総合的な意見を記載するものとする。

## 指定管理者の管理運営実績に関する評価について

### 1. 趣旨

公の施設に係る指定管理者の管理運営の実績を評価する。

### 2. 評価の方法

当該施設の所管部局において、指定期間中における、次のことなどを基に、現在の指定管理者の管理運営の実績を評価する。

- 各年度の『指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果』
- 各年度の事業報告書及び収支決算書
- 監査委員による指定管理者監査の結果
- 実地についての調査

### 3. 評価

- (1) 指定期間中における、各年度の『指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果』のいずれかにおいて、「適正比率」（「適正である」とされた検証項目数の全検証項目数に対する割合）が、90 パーセント以上 95 パーセント未満であった場合 又は 90 パーセント未満であった場合

【 総合評価 】

90 パーセント以上 95 パーセント未満 = C 90 パーセント未満 = D

- (2) (1)以外の場合

次の表の各項目の評価に基づき、総合評価を行う。

※ 各項目の評価の理由については、的確に示すことができるように、書面により整理しておくものとする。

実績検 証票の 項目	項 目	評 価 (○or×)
維持管理	<p>○ 独自に、安全対策 又は 施設や設備等の充実 に関わる措置を行 ったこと。</p> <p>○ 指定管理者の責めに帰す事故が発生しなかったこと。</p>	
事業運営	<p>施設の利用者数 及び 稼働率について、指定期間の前年度と4年度 目とを比較して、4パーセント(※)以上 増加・向上させたこと。 ※ 大規模の修繕など正当な理由で、長期間、休館した場合には、 合理的な割合を設定する。</p>	
	<p>施設や事業について、毎年度、散らしを作成して配布したり、市 の広報誌等に記事を掲載するなど、積極的かつ効果的なPRを行 ったこと。</p>	
	<p>自主事業について、毎年度、内容を変更したり、実施回数を増や すなど、創意工夫を凝らして実施し、参加者数を増加させたこと。</p>	
職員体制等	<p>職員の資質やスキルの向上を図るための研修を、毎年度、複数回 行ったこと。(なお、研修の内容も、毎回 異なっていること。)</p>	
利用等	<p>利用者(参加者)アンケートを実施し、高い満足度〔おおむね9割 以上の利用者(参加者)の満足〕を得ていること。</p>	
報告業務等	<p>管理業務や事業の内容について、市の所管部局と定期的に(毎月1 回以上) 会議を実施するとともに、必要な報告を正確に行ったこ と。</p>	
収支状況	<p>経理処理を適正に行ったこと。(監査において、法令や協定の内容 に違反するような指摘事項が無かったこと。)</p>	
	<p>経営努力等によって利益をあげ、市の所管部局とあらかじめ協議し て、その利益を管理業務の改善 や 事業の充実に活用したこと。</p>	
全般的事項	<p>特筆すべき実績・成果が認められたと。</p> <p>実績・成果の内容</p> <p>例：利用料金に「事前割引」を導入することにより、施 設の稼働率を○パーセント 向上させた。</p>	

【 総合評価 】

○が8項目以上 = S    ○が5～7項目 = A    ○が4項目以下 = B

4. 評価結果の活用

総合評価の結果は、次期の指定管理者候補者の選定において活用する。

## 寝屋川市立市民交流中核施設管理運営委託仕様書

### 1 基本方針

寝屋川市立市民交流中核施設の指定管理者は、寝屋川市立市民交流中核施設条例（以下「条例」という。）及び寝屋川市立高齢者福祉センター条例、寝屋川市立市民交流中核施設条例施行規則（以下「規則」という。）及び寝屋川市立高齢者福祉センター条例施行規則並びに関係法令に基づき、市民の生涯学習に係る活動を支援し、及び市民相互の交流を推進するとともに、併せて寝屋川市の区域内に居住する60歳以上の者（以下「高齢者」という。）の福祉を増進するため、適切な管理運営を行なわなければならない。

### 2 対象施設

指定管理者が管理運営する対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称 寝屋川市立市民交流中核施設（以下「市民交流中核施設」という。）  
※ 寝屋川市立中央高齢者福祉センター（以下「中央高齢者福祉センター」という。）の中核施設としての機能を含む。
- (2) 位置 寝屋川市早子町23番1-501号(アドバンスねやがわ1号館5階)
- (3) 面積 2,184㎡
- (4) 室名 ホール1・ホール2・ホール3・会議室1・会議室2・会議室3・会議室4・軽運動室・音楽室・調理室・和室・ギャラリー1・ギャラリー2・ギャラリー3・自習スペース・事務室・ミーティングルーム  
※ 会議室2、会議室3、事務室及びミーティングルームは中央高齢者福祉センターとしても利用する。

### 3 指定期間

指定期間は、令和9年3月1日から令和14年3月31日までとする。

### 4 委託業務内容

#### (1) 一般事項

ア 指定管理者は、市民交流中核施設の維持管理に当たり、条例及び規則そ

の他関係法令を遵守しなければならない。

イ 指定管理者は、市民交流中核施設の設置の趣旨を理解し、関係法令を熟知の上、利用者が快適に利用できるよう、市民交流中核施設の管理運営に当たるとともに、市民交流中核施設利用の手引きを委託管理業務開始時まで作成しなければならない。

ウ 指定管理者は、市民交流中核施設が公共施設であることから、その管理運営業務に従事する者（以下「従事者」という。）に、親切、丁寧な態度で、また規律と節度をもって、業務を遂行させなければならない。

エ 指定管理者に行わせる市民交流中核施設の管理運営に関する経費（人件費（福利厚生費を含む。）、消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費（電気・水道料金）・塵芥処理費、電話料（Wi-Fi 使用料含む）、郵便料、保険料、委託料（指定管理者から第三者に業務を委託するためのものをいう。）、使用料、備品購入費、公課費等）について指定管理者からの提案に基づくものとし、寝屋川市から3期に分けて各期前金払いで支出する。

なお、寝屋川市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）によるキャッシュレス決済に伴う手数料等は、指定管理者の負担とし、管理運営に関する経費に含む。（(4)ア参照）

オ 指定管理者は、条例に規定する利用料金の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て利用料金を定め、自らの収入として収受することができる。利用者サービスの向上につながるような利用料金を定めることができる。

カ 指定管理者は、事業等に係る費用をあらかじめ、市及び教育委員会の承認を得て、自らの収入として収受することができる。

キ 指定管理者は、別表に定める従事者を配置しなければならない。

ク 指定管理者は、自らの費用で市民交流中核施設の改造を行おうとする場合あらかじめ市及び教育委員会の承認を得なければならない。この場合、指定期間の終了又は指定の取消し等で指定管理者でなくなったときは、原状に回復させなければならない。ただし、市及び教育委員会の承認を得た場合は、原状回復の必要がないものとする。

ケ 指定管理者は、自らの費用で必要と認める電話・備品等を市民交流中核

施設各所に設置することができる。この場合、指定期間の終了又は指定の取消し等で指定管理者でなくなったときは、原状回復しなくてはならない。ただし、市及び教育委員会の承認を得た場合は、原状回復の必要がないものとする。

コ 指定管理者はこの仕様に示さない事項であっても、市民交流中核施設の管理上必要である事項は、あらかじめ市及び教育委員会の承諾を得て実施することができる。ただし、この費用が必要となる場合は、指定管理者の負担とする。

サ 指定管理者の故意又は過失により、事故等が発生した場合は、指定管理者の責任で被害者等に対応しなければならない。天災地変その他指定管理者に責めを帰すことのできない理由により事故等が発生した場合は、被害者に対する損害賠償の支払等に関し、市及び教育委員会と別途協議する。

シ 利用時間及び休館日（以下「利用時間等」という。）は、規則の定めるところによる。ただし、利用時間等については、指定管理者が必要であると認めるときは、あらかじめ市及び教育委員会の承認を得て変更することができる。

## (2) 開館準備業務

市民交流中核施設供用開始後、円滑に施設管理運営を実施できるよう、開館セレモニー（令和9年3月下旬予定）までの間に下記に掲げる準備業務を行うこと。

ア 令和8年12月に開催(予定)の予約システム操作研修会に参加すること。

イ 指定管理期間開始後、市民等からの問い合わせや予約システムの利用者の登録、貸館申込に対応すること。

ウ 利用の事前受付（予約開始は令和9年3月1日予定）に対応できる設備として、電話回線敷設、インターネット回線敷設、パソコン（1台）については、市で提供するが、その他業務に必要なパソコン及びプリンタ等の備品、プロバイダー契約等については、指定管理者で準備すること。

エ 開館準備（物品の搬入や設置作業等）及びセレモニーの準備について市及び教育委員会と協力すること。

## (3) 健康相談事業（中央高齢者福祉センター）

健康相談事業は、以下のとおり市と連携して行うこと。

区分	役割
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市事業への協力（部屋の手配等）</li><li>・ 健康相談会等の周知</li><li>・ 相談希望者の健康相談会等への参加の調整</li><li>・ 健康増進講座等の実施</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 健康相談会等の実施</li><li>・ 看護師等による相談への専門的な助言等</li></ul>

#### (4) 業務内容

ア 利用登録、受付、利用許可業務（変更・取消しを含む。）及び施設管理業務

※ 利用登録・予約は、原則令和8年度中に再構築する予約システムにより受け付けるものとする。また、支払についてはオンライン決済（クレジットカード、QRコード決済）及び現金支払。

※ コリドー・自習スペースは無料とする。

イ 利用料金その他利用者の実費負担に係る参加料等利用料金の徴収（利用取消しに伴う還付を含む）及び徴収簿の作成

ウ 業務日誌の作成

エ 月別利用状況報告書の作成

オ 事業計画書の作成、提出及び事業後の報告書作成

カ 苦情等への対応状況及び改善策に関する報告書の作成

キ 緊急時における利用者の誘導及び安全確保

ク 消防署において定められている防火管理の徹底

ケ 傷病者等の救護措置（応急処置を含む。）及び状況報告書の作成

コ 利用者に対する施設及び利用方法（予約システムの操作方法を含む）の説明、社会教育及び生涯学習に関する指導・助言

サ 施設及び附属設備の維持保全及び結果報告書の作成

#### (7) 清掃業務

施設の日常的な清掃業務及び衛生管理

#### (イ) 機械警備業務

施設内に警備機械を設置し、火災・盗難・不正及び加害行為を予防し、財産を保護する。

(ウ) 防虫・防鼠処理業務

施設内の害虫、ネズミ等の発生の点検駆除処理を行う

(エ) 音響・放送設備保守点検

音響・放送設備の動作不良や故障を早期に発見し、安定した運用を確保する

シ 施設内での利用物品の貸出及び販売等

ス 施設運営上に必要な消耗品の補充

セ 施設内の火災・盗難・不正及び加害行為の予防

ソ 条例第2条に規定する事業に係るプログラムの提供

タ 施設の利用手引き・リーフレット等の作成及びホームページ、SNSの開設等情報発信

チ 市及び教育委員会が認める事業への協力並びに老人クラブの活動への支援

(5) 第三者への委託の範囲

(4)号サ(ア)から(エ)に掲げる業務は、指定管理者の責任で第三者に委託することができる。

5 自主事業

(1) 指定管理者は、施設の設置目的に沿って条例第2条に規定する事業及び40歳以上の市民を対象にした介護予防の推進を図ることを目的とする事業を自主事業として実施することができる。

(2) 自主事業の実施に当たっては、その事業計画を事前に市及び教育委員会に提出し、承認を受けること。

(3) 自主事業に必要な参加費を参加者から徴収し、これを指定管理者の収入にすることができる。

(4) 自主事業の実施による収入及び支出は、管理業務に係る収支と区分して経理すること。

6 事業計画

指定管理者は、前項に定める業務の実施について、指定管理者としての指定

後に事業計画書を提出し、市及び教育委員会の承認を受けなければならない。

## 7 業務責任者及び業務担当者

指定管理者は、委託業務の履行に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 業務責任者及び業務担当者（以下「従事者等」という。）を定め、当該従事者等の名簿を市及び教育委員会に提出するとともに、名簿に記載のある者を従事者等として市民交流中核施設に配置すること。従事者等を変更し、又は臨時に従事者等を配置する場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は業務担当者を指揮監督するとともに、業務の円滑な履行を図るため、市及び教育委員会との連絡の任に当たること。
- (3) 従事者等は職務上作成し、又は知り得た個人に関する情報については、寝屋川市個人情報保護に関する法律施行条例及び寝屋川市個人情報保護に関する法律施行条例施行規則の規定に則り、他人に知らせ又は不当な目的に使用しない等、個人情報の適切な取扱いを確保するため、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 従事者等は、接遇にふさわしい服装及び名札を着用すること。
- (5) 従事者等は、市民交流中核施設従事者として必要な研修を受けること。
- (6) 従事者等は、年1回以上健康診断を受けること。また伝染病疾患が認められた場合、完治するまで業務に従事させてはならない。

## 8 施設設備及び備品の維持管理

指定管理者は、施設の維持管理に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設設備・備品が良好に機能し、使用できるよう保守点検及び管理に万全を期すとともに、経済的運用並びに事故の未然防止に努めなければならない。
- (2) 備品その他の器具の整理整頓に努めなければならない。
- (3) 電話料及び光熱水費の節約に努めなければならない。
- (4) 市民交流中核施設が、アドバンスねやがわ1号管内の施設であることを踏まえ、管理会社や各種管理業務（警備・清掃・建物メンテナンス等）の受託業者との連携を図ること。
- (5) 利用者に貸出す備品その他の器具は、市が用意する以外のものに関しては指定管理者の費用で用意しなければならない。なお、あらかじめ市及び教育委員会の承認を得た上で、利用者の妥当な経費負担の範囲内で、実費相当額

を徴収することができる。

(6) 市民交流中核施設の保全と秩序維持に当たり、火災予防、盗難防止、その他の犯罪行為の防止のため、施錠等に万全を期さなければならない。

(7) 施設設備及び備品の補修につき、多額の費用を要するときは、市及び教育委員会と協議することができる。

## 9 非常災害対策及び緊急事故の発生時の対応

指定管理者は、火災、事件、事故等の不測の事態の発生に備え、初期活動体制及び緊急避難体制等の計画を立てること。また、火災、事件、事故等が発生したときは、直ちに対応するとともに、市及び教育委員会にその状況等速やかに報告すること。

## 10 報告

指定管理者は、管理業務の実施状況、利用状況等について寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第9条に定める事業報告書を作成し、業務に係る収支決算書を添付して、定められた期日までに市及び教育委員会に報告しなければならない。また、市及び教育委員会が必要に応じて報告を求めた場合は、その都度報告しなければならない。

## 11 その他

その他必要な事項については、指定管理者と教市及び育委員会と協議して定めるものとする。

## 【別表】

### 従事者の配置

施設に配置する従事者は、公の施設に従事することの自覚を持ち、業務の遂行及び利用者への対応を行うとともに施設の設置目的を理解し、それにふさわしい態度で業務に当たること。

#### (1) 必要配置人員

	昼 間	夜 間
	10 時～17 時 30 分	17 時 30 分～21 時
受付・施設管理 従事者	2 名以上	2 名以上
事業従事者	2 名以上	※ 1
合 計	4 名以上	2 名以上

※ 1 夜間の事業従事者については、必要に応じて配置するものとする。

※ 2 配置人員は業務遂行上の最低必要人員数であり、状況に応じて増員等の対応をすること。

#### (2) 統括責任者等の配置

統括責任者及び副統括責任者各 1 名を配置すること（上記人員に含むものとする。）。

#### (3) 防火管理者の配置

施設の防火管理を徹底するために、消防法に定めるところの甲種防火管理者資格を有する者を置かなければならない。

#### (4) その他

配置する者については、救命救急に関する知識を習得（普通救命講習会等の受講）させておくこと。



# アドバンスねやがわ1号館屋上整備工事概要

## 1 目的

駅前には適する都市空間を、市の玄関口としてふさわしい魅力ある空間とするために、アドバンスねやがわ1号館屋上を「スポーツもできる多目的芝生広場」として整備

## 2 事業概要

- (1) 面積：1,458 m<sup>2</sup>
- (2) 整備内容
  - ア 大広場整備：(フットサル、グラウンドゴルフなどのスポーツを想定)
  - イ 小広場整備：(3on3、グラウンドゴルフなどのスポーツを想定)
  - ウ 子ども広場整備：(モップス、砂場などの遊びを想定)
  - エ その他(防水、既存トイレ改修などの工事)

